

# 海外におけるハイブリッド型企業年金

年金数理人 さ え き しんいち 佐伯 慎一  
あきもと たくや 秋本 拓也

今回のリスク分担型DBシリーズでは、海外におけるハイブリッド型企業年金の例を紹介する。前回は現在導入が検討されている「リスク分担型DB」のコンセプトやこれまでの検討経緯を紹介した。従来の確定給付型（DB）及び確定拠出型（DC）の制度では、リスクの負担が事業主又は加入者のどちらか一方に偏っていたが、「リスク分担型DB」では、企業年金におけるリスク（主には運用リスク）を事業主と加入者で柔軟に分け合うことを目指している。

社会保障審議会企業年金部会の資料を見ると、このようなリスク分担の仕組みとしてオランダにおける集団運用型DC(Collective Defined Contribution)を参考としていることがわかる。本稿では海外における事例として、このオランダの集団運用型DCとイギリスで昨年3月の法改正で導入されたリスク分担型制度（Shared Risk Scheme）について見ていくこととする。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である。

## オランダのDB

オランダのDBの多くは、勤務期間中の平均給与の一定率を年金額とする平均給与比例制度を採用している。公的年金部分と合わせて平均給与の70%程度の給付水準が終身にわたって支払われる制度設計が一般的である。

2007年1月に導入されたFinancial Assessment Framework（FTK：FTKはオランダ語による表記）ではDBの積立要件として①少なくとも105%以上の積立水準を確保すること、②DBが持つリスク量に応じてリスクバッファを確保することが定められている。

①に抵触した場合には、3年以内に105%の積立水準を回復させる計画を監督当局（オランダ中央銀行がこれに当たる）に提出しなければならない。②については、運用リスクの度合いや制度の成熟度等が高い場合にはより大きなリスクバッファが要求されることになるが、平均的なDBのリスクバッファは年金債務の約25%と言われている。

積立要件を満たさない場合には、

ア) 年金掛金の増額

イ) インデクセーションの停止

ウ)（最終手段として）受給権確定済の年金額の削減といった手段によって積立水準の改善を図ることとなる。

年金掛金を増額できない場合には、インデクセーションを停止することとなる。インデクセーションとは、賃金又は物価が上昇していくのに合わせ、年金の実質的価値を保つために年金額を増額する仕組みである。インデクセーションを停止すれば年金額の増額は行われないから、賃金又は物価の上昇分だけ実際に受け取る年金額が目減りすることになる。それでもなお積立水準が十分でない場合には、あくまで最終手段としてはあるが、受給権が確定した年金額の削減を実施することが想定されている。

2000年頃まではオランダの企業年金は極めて健全な積立水準を維持していたが、2000年代前半における株式市場の低迷や2007年以降の金融危機により大幅に低下することとなった。これによりDBのリスクが顕在化、すなわち年金掛金が増加することになったため、リスクを軽減する仕組みが検討された。このような中で導入されたのが、集団運用型DC（Collective Defined Contribution）である。

## オランダの集団運用型DC

オランダの集団運用型DCは、一定の拠出が定められている点ではDCと同様だが、たとえば「年金額＝平均給与×勤務年数×2%」というようなDBと同様の給付算定式で年金額が計算されるという特徴を持っている。

積立水準が一定以上であれば、年金額に対しインデクセーションが反映されDBと変わらない年金額となるが、積立水準が低くなるにつれインデクセーションを一部停止しなければならなくなる。さらに積立水準が105%を割ると年金額は自動的に削減されてしまう。このようになるのは、集団運用型DCはDBと同様にFTKの対象となっているからである。

厳密に言えばDBの給付算定式とは異なっていて、たとえば「年金額＝平均給与×勤務年数×2%

×調整率」の形で表されると言い換えてもよいだろう。

## オランダの集団運用型DCの特徴

DBでは積立要件を満たさない場合には、まずは年金掛金の増額を検討することとなるが、集団運用型DCでは年金額が調整されることとなり、掛金を追加で拠出することが求められるわけではない。前述のように集団運用型DCはオランダの規制当局による監督上はDBと同様の扱いであるが、この点ではDCと同様の性質を有している。

集団運用型DCでは個人別勘定を持つことはなく、加入者個人が資産運用を行うことはない。資産運用は「集散的に」行われるので、個人が運用を行うDCと比較するとスケールメリット（すなわち運用報酬や管理手数料が低くなる）が期待される。

個人で運用を行うDCを実施することについて労使合意を得ることが困難な場合でも、集団運用型DCであればDCを導入するのと同様の効果が得られ、比較的合意を得やすい仕組みとして導入されたケースもあるようである。

一方で、次のような問題点も指摘されている。

- ▶積立不足が発生すれば、年金額の減額が直ちに発生する。それは積立水準が100%を割り込んでからというわけではなく、105%を割り込むと発生する。
- ▶資産運用を行う者と資産運用実績の影響を受ける者（すなわち資産運用リスクを有する者）が異なっている。

このような特徴を持つ集団運用型DCであるが、オランダで広く普及しているかといえば必ずしもそうではない。DBから集団運用型DCへ移行したケースのほとんどは健全な積立水準であった。集団運用型DCの制度発足時にバッファが大きいほど、将来的な年金減額の可能性を減らすことができるわけで、十分な積立水準を確保できていないDBはそもそも移行できなかったということであろう。

なお、2015年1月からは従来のFTKに代わって新しいFTK2が導入されている。

## イギリスにおける企業年金の状況

イギリスの企業年金の状況は、日本やオランダとは異なる様相を呈している。事業主に係るDBの過度なコストやリスクを軽減、回避しようとする流れの中、DBは急速に減少している。2014年時点では新規加入を受け入れ、かつ既存加入者の将来分も発生するDBはわずか8%に過ぎず、残りの53%は新規加入の停止（既存加入者の将来分は発生）、39%は凍結（新規加入及び既存加入者の将来分の発生の停止）という状況である（2014 The National

Association of Pension Funds Survey)。これは、DBからDCへの動きが進展していることを意味し、直近では企業年金の加入者のうち約1/3がDBの加入者、約2/3がDCの加入者となっている。前述のとおりDBの大部分は新規加入を停止していることから今後もこの傾向が続くことが見込まれ、2020年までにDBの加入者100万人に対してDCの加入者は1,600万人に上るといった予測もある。

このように近い将来、企業年金の加入者の大半はDCに加入という状況となることが見込まれているが、DCにはDBと比べて以下のような問題点があることが指摘されており、老後の所得保障という観点では必ずしも十分な機能を有していないという意見がある。

- ▶加入者にリスクが一方向的に偏っており、将来受け取る年金額が不確定であること（加入期間中の運用成果、年金受取時の平均余命、金利水準、インフレ率の予測等により年金額は変動）
- ▶運用効率が低いこと（個人単位での運用であるため、DBに比べれば効率的な運用を行うことが難しい）

こういった背景から、国民の老後の所得を充実させることを目的とし、これまでのDB・DCにはないより柔軟な年金制度が模索されてきた。

## リスク分担型制度（Shared Risk Scheme）の導入

2015年3月に改正年金法（Pension Scheme Act 2015）が制定され、これまでの企業年金の定義及び区分を見直し、「Defined Benefits Scheme（DB）」、「Defined Contributions Scheme（DC）」及び「Shared Risk Scheme（リスク分担型制度）」の3つのカテゴリーが示された。

これまでのDB・DCでは、リスクが事業主又は加入者のどちらか一方に偏っていたが、リスクをどちらか一方に偏ることなく、事業主及び加入者等の複数の関係者でリスクを分担する仕組みをもつ制度の総称としてリスク分担型制度が定められている。改正年金法には、リスク分担型制度についての具体的な要件が記載されているわけではなく、DB又はDCに該当しない制度として定められている。そのため以下のような制度設計はリスク分担型制度に該当するものと考えられている。

- ▶給付額が指標と連動するキャッシュバランスプラン
- ▶平均寿命に応じて支給開始年齢が変化するDB
- ▶最低利回り保証が付いたDC
- ▶元本保証付きのDC
- ▶毎回の掛金で支給開始時から給付が発生する変額終身年金保険を購入するスキーム

## 集団型給付 (Collective Benefit)

リスク分担型制度の創設により、これまでのDB・DCにはない新しい制度設計が可能となると期待されているが、改正年金法では、具体的なリスク分担型制度としてこれまでのDCの機能を拡張したものと考えられる集団型給付 (Collective Benefit) のみが定められている。イギリスではDBと比べてDCの加入者がすでに大多数を占めていることもあり、DBよりもDCの機能の拡張を優先したものと考えられる。

集団型給付は、「給付額は合同運用による資産を原資とし、その原資の配分方法が明確なもの」と定められていて、例えば、加入者個人単位ではなく集団で運用を行うDC (Collective Defined Contribution: 集団運用型DC) はこれに含まれると考えられている。

従来のDCは加入者個人単位でリスク (資産運用リスク、金利・インフレリスク及び長寿化リスク等) を負っているが、この集団運用型DCでは加入者全体でこれらのリスクを共有する仕組みになっている。この点、事業主と加入者でリスクを分担することをコンセプトとする日本のリスク分担型DBとはそもそもの出発点が異なるといえる。日本で検討されている「リスク分担型DB」は、DBをベースとしてリスクを事業主及び加入者で分担することを目指すとしているが、イギリスの集団運用型DCは、DCをベースとして加入者全体でリスクを共有することを意図したものであると考えられるからである。

集団運用型DCは加入者全体の合同資産で運用が行われることから、加入者個人単位で運用を行う従来のDCよりも、スケールメリットによる運用効率の向上、管理手数料の低減が期待できる。従来のDCでは加入者個人のライフサイクルに合わせて運用戦略を時間の経過とともに変化させることが多いが、集団運用型DCではそのような考慮は必要ない

ので運用戦略を一定に保てるというメリットもあるだろう。

一方で、加入者全体でリスクを共有する仕組みであることは、世代間での不公平の問題を生むかもしれない。イギリスでも長寿化が進んでいるが、予想以上に長寿化が進んだ場合、現役世代から受給世代への富の移転が生じることになる。高齢化の進展により受給世代と現役世代のバランスが崩れると、資産運用における選択肢も実はそれほど多くないという事態になるかもしれない。

なお、改正年金法では、集団型給付について規制のあり方や運用報告、評価報告、剰余発生時・解散時の対応等、定めるべき項目を明示しているが、現時点ではその具体的な内容について明らかにされていない。

## イギリスのリスク分担型制度の今後

以上のようにリスク分担型制度 (集団型給付) は法制化されたものの、その実施にはまだ時間がかかるのではないかとされている。イギリスでは2014年に公的年金改革を実施しているが、その内容について事業主・年金基金・加入者それぞれで十分に理解されていないことが懸念されており、立て続けに企業年金改革 (すなわちリスク分担型制度の導入等) を実施してもその効果が十分に発揮されないだろう、と雇用年金局 (Department for Work and Pensions) は述べている。

加えて、集団型給付についてどの程度のニーズがあるかは現段階で必ずしも明らかになっていない。たとえ更なるリスク分担型制度の法制化が行われたとしても、事業主の関心になるかは不透明であるといった現地専門家の意見もあるというのが実情である。

以上

## デロイト トーマツ Webサイトのご案内 会計監査トピックス

<http://www.deloitte.com/jp/account>

デロイト トーマツ グループ公式サイトでは、創刊以来40年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版 (最新号・バックナンバー) をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』ともども、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

### 〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 会計・監査用語一覧 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について解説
- 出版物 月刊誌『会計情報』: 『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載